



日本共産党市議会議員

おぜき栄子の

無料法律相談会

毎月第1火曜日(おぜき栄子事務所)

にこっと通信

ホームページ <http://www.dl.dion.ne.jp/~smileiko>
Eメール smileiko@dl.dion.ne.jp

第49号
足利市田中町789
第3石川ビル3階
市議会議員
おぜき栄子
TEL・FAX
72-7848

議員数が減っても市民の声が届くのでしょうか！

議員定数を4人削減！
市民の声が議会に届く？

議員定数と投票率

年	議員定数	投票率 (%)
S22	30	48
S26	36	49
S30	36	47
S34	36	47
S38	36	46
S42	36	46
S46	36	46
S50	36	47
S54	36	47
S58	36	46
H3	32	44
H7	32	40
H11	32	38
H15	30	36
H19	28	34

6月議会は、6月2日(水)から6月22日(火)までの二十二日間の会期で行われました。主な議案は、次の通りです。

- 一、足利市職員の育児休業等に関する条例改正
- 二、足利市税条例及び足利市国民健康保険条例の改正
- 三、工事委託契約(下水処理)
- 四、足利市火災予防条例の改正

議員定数を4人削減する承認2件、報告事項3件、可決承認されました。最終本会議に議員定数を4人削減する改正について」は、議員提案により上程され、賛成多数で可決されました。

おぜき議員は、「この中で、2つの議案に反対し、そのほかの議案には、賛成しました。反対した理由は、次ぎの通りです。

6月議会報告

に届け、様々な問題の解決に力を注いでいますが、この機能が弱まります。

②議員定数が減ると、議会の基本的機能である行政のチック機能が弱くなります。

多様な市民の意思を代表する、少数派議員が排除されます。

議会の総与党化が起き易くなっています。

③定数削減による当選ラインの上昇は、候補者と有権者との関係を希薄化し、投票率の低下を招いています。財政難の対策は安易な定数削減ではなく、議員報酬を含む議会に係わる支出全体の見直しにより行うべきです。以上の理由から反対しました。

18才までの子どもの市税条例及び国民健康保険条例の改正は、所得税法・地方税法等の改正により、年少扶養控除廃止や証券の非課税口座創設などです。子ども手当の実施や高校授業料の財源に充てるため、扶養控除のうち15歳以下の子どもに対する特定扶養控除の上乗部分が廃止されます。今回こそ複雑ですが、年収が700万円の世帯で最も恩恵が薄くなる試算もでています。

子ども手当創設にあわせて所得制限のある児童手当が廃止されるため、子育てへの影響は複雑です。年収が700万円の世帯で最も恩恵が薄くなる試算もでています。

18才までの子どものいる世帯は増税に！



子どもの扶養控除廃止などによる影響人数と増税額

15才以下の子どもの人数・総額
19000人：3億7000万円（子ども一人33万円の控除の廃止）
16～18才の子どもの人数・総額
4000人：2800万円（子ども一人12万円の控除廃止）
＊実施は、2001年1月1日からですが、実際の増税は、2001年1月からとなります。

足利市議会議員定数条例の改正は、議員定数を28人から24人に削減する改正案です。3つの問題があります。

①議員定数の削減により、議員が減れば、議員一人当たりの有権者数やエリアが増え地域や市民の声に応えられなくなります。議会や行政とのバランス役として市民に最も身近な存在である議員は、日々地

域や市民の声を議会や行政で保育料の区分を分けているために増税により区分が上がれば保育料の負担も増えます。高校の無償化も公立高校は、全額が公費負担となります。私立高校の負担は、就学支援金は出るが、保護者負担は、公立高校との格差をひろげました。

そのほかに保育料は、所得税額で保育料の区分を分けているため、高所得者に多大な利益を与えてきた証券優遇税制は、本則税率20%を10%にする軽減措置は、期限となる2001年12月31日まで継続されます。その後2012年1月から新たに、年間100万円以下の上場株式等の投資については、非課税口座を設けた場合、その口座内の配当・譲渡所得については個人住民税が非課税になります。この優遇措置は、3年間の时限措置で、最大で300万円までの投資に対する優遇措置になります。この配当及び譲渡益は、最大10年間非課税となります。

証券の譲渡所得の
軽減措置は廃止を！



そのほかに保育料は、所得税額で保育料の区分を分けているため、高所得者に多大な利益を与えてきた証券優遇税制は、本則税率20%を10%にする軽減措置は、期限となる2001年12月31日まで継続されます。その後2012年1月から新たに、年間100万円以下の上場株式等の投資については、非課税口座を設けた場合、その口座内の配当・譲渡所得については個人住民税が非課税になります。この優遇措置は、3年間の时限措置で、最大で300万円までの投資に対する優遇措置になります。この配当及び譲渡益は、最大10年間非課税となります。

税制の優遇措置により、株式投資を促進させるねらいです。証券優遇税制は廃止し、多くの国々で実施している総合課税に踏み込むべきです。以上の理由から、市税条例および足利市国民健康保険条例の改正について反対しました。

**調剤薬局公募基準を発表
(新足利赤十字病院隣接地)**

一般質問

6月議会最終日に「市民の健康増進及び利便性向上を図ることを目的に休日及び夜間を含めた調剤薬局を開設する方針を全員協議会で報告しました。おもな内容は、次の通りです。

・開設日 2011年7月

・薬局の開局時間

●平日 午前9時～午後7時
夜7時～11時(輪番制)

●土、日、休日、年末年始
午前10時～午後11時
(輪番制)

・調剤薬局業者の公募
参加資格要件

(2年前より営業)

2区画：地元に本社を置く業者他

2区画：市内で営業している業者他

おぜき議員は、「4区画をすべて地元優先に公募にかけるべき」と提案しましたが明確な回答はなく、あくまでも方針は変えないと回答でした。

鹿島橋山下線街路事業は22年も前の調査を元に行う大型のアンダーパス事業であり、財政難の中、今進めなければなりません。この事業が不況で苦しむ市内の中小建設業者へ仕事がどのくらいまわるのか。また、市民生活と直結する生活道路や児童館など優先に行えば、中小建設業者に仕事がまわるのではないかと市長に質しました。

市長・当局は、この事業は西部地区の最も重要な道路であると位置づけ、北関道太田桐生インター・エンジニアセス道路であり、両毛線を挟む2箇所の踏み切りは、幅員4m・7mと狭く朝夕の通勤車両・通学児童が集中するため危険であることからすすめる。鉄道直下部(10億円)の工事は、

今進めるべき公共事業?

1.鹿島橋山下線街路事業

(都市計画道路)

JR東日本が協定を結んだ専門業者が行い、アプローチ部分は、市内業者を含め実績と能力のある業者が行うことになると幹線道路を整備することと、市民サービスの向上となると回答。

財政難の中進める理由も不況で苦しむ中小建設業者へ仕事をいかに回すかという姿勢も弱い答弁となりました。

都市計画道路 鹿島橋山下線街路事業概要	
都市計画決定:	昭和47年、 変更:平成10年
事業認可:	平成11年11月
完了予定:	平成28年末
計画交通量1日	8800台(昭和63年調査)
用地買収済み	23億円
アンダーパス道路	28億円



7月11日に行われた国民平和大行進で市内を行進するおぜき市議

JR東日本が協定を結んだ専門業者が行い、アプローチ部分は、市内業者を含め実績と能力のある業者が行うことになると幹線道路を整備することと、市民サービスの向上となると回答。

財政難の中進める理由も不況で苦しむ中小建設業者へ仕事をいかに回すかという姿勢も弱い答弁となりました。

子宮頸がん予防ワクチン助成実施決まる!

7月20日の臨時議会で、子宮頸がん予防ワクチンを小学6年生(全額)、中学生(半額)助成するための補正予算7900万円(財政調整基金取り崩し)を計上す

ることが全議員の賛成で決まりました。県内では、すでに10市町

で助成することが決まっていました。ある市民の方は、「3人の娘がいたので、助成措置はありがたい」と大変喜んでいました。

子宮頸がん予防

ワクチンとは?

ある産婦人科教授は、「日本では、年間1万5000人の女性が子宮頸がんを発症し、そのうち、3500人が命を落としている。ワクチンの予防効果(60%)は、大きい。だからこそ、世界100カ国で承認され、26カ国で公的補助による接種が進められている」と公費負担を広げながら、より多くの接種をすすめています。

**3.介護保険制度について
やむをえない場合、短期入所30日越えも可能**

わが党の質問で、長妻厚労大臣は、「払えるのに払わないと証明できた場合以外は、資格証の発行は、慎重に対応を」と答弁しています。納税相談に収税課職員だけでなく、保険年金課国保係の職員も対応するべきではないか。を質しました。

当局は、機械的・一律に資格証をいきなり発行していない。予告通知に役立つていう立場で、正當化しました。滞納で困っている相談者には、収税課職員だけでなく、国保係の職員も対応すると一步前進の回答がありました。

当局は、要介護1は、2・3%減少している。国の見直しにより、認定が軽度化されているが、理由は、判断できない。短期入所サービスの上限30日を超えて利用者の心身状況悪化や介護者が急病で介護できないなどやむをえない場合である。これに該当すれば、30日を超える利用も可能である。と回答。介護認定は、厳しくなつてサービスを受けにくくなつている実情をさけた答弁となりました。短期入所は、前向きの答弁となりました。

当局は、要介護1は、2・3%減少している。国の見直しにより、認定が軽度化されているが、理由は、判断できない。短期入所サービスの上限30日を超えて利用者の心身状況悪化や介護者が急病で介護できないなどやむをえない場合である。これに該当すれば、30日を超える利用も可能である。と回答。介護認定は、厳しくなつてサービスを受けにくくなつている実情をさけた答弁となりました。短期入所は、前向きの答弁となりました。